東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第６条　機構に関する事務は、学務課が関係部局の協力を得て処理する。	本則 （事務） 第６条　機構に関する事務は、学務部学務課が関係部局の協力を得て処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。